

妊婦健康診査の公費負担回数が増えます

妊婦健康診査の公費負担回数が平成20年度は5回でしたが、平成21年度からは14回になります。すでに健康診査受診票綴をお持ちの人は、追加交付をしますので手続きを行ってください。

●対象者 4月1日以降に、出産予定の妊婦 ※対象者には、個別に通知してあります。

●持参するもの 母子健康手帳、健康診査受診票綴、印鑑

【問い合わせ】市健康増進課 ☎0994・41・2110

乳幼児健康診査及び集団予防接種についてのお知らせ

平成21年度から各乳幼児健康診査と集団予防接種の受診する機会を増やすため、会場を鹿屋会場に集約して行うことになりました。

対象者には事前に文書で通知します。市民の皆さんのご理解と

ご協力をお願いします。

【問い合わせ】市健康増進課 ☎0994・41・2110

4月は「未成年者飲酒防止強調月間」

精神的・身体的な発育途上にある未成年者の飲酒は、心身に与えるアルコールの影響が特に大きいため、未成年者飲酒禁止法により禁止されています。

また、未成年から飲酒をしていると次第に飲酒量が増え、成人になってからアルコール依存症になる危険性があります。

家庭や地域が一体となって、未成年者の飲酒防止に努めましょう。

【問い合わせ】市健康増進課 ☎0994・41・2110



つどいの広場「ふれあい」をご利用ください

串良友愛の郷で実施していた「串良地域子育て支援センター」を、4月1日(水)から串良ふれあいセンターに移転し、名称をつどいの広場「ふれあい」に変更します。

つどいの広場は、子育て家庭の親とその子ども(0歳から3歳まで)が、気軽に利用できる場所です。育児相談、子育て関連情報の提供も行っています。ぜひ、ご利用ください。

●新名称・所在地等

| | |
|------|-------------------------|
| 名称 | つどいの広場「ふれあい」 |
| 場所 | 串良ふれあいセンター(串良町有里 507-1) |
| 電話番号 | 0994-63-5030 |
| 開設日 | 月曜日～金曜日 |
| 開設時間 | 10時～16時 |
| 利用料金 | 無料 |

【問い合わせ】子育て支援課 (1階⑦番窓口) ☎0994・31・1134

春の全国交通安全運動

もう一度よく見て渡ろう手をあげて

4月6日(月)から15日(水)までの10日間、「春の全国交通安全運動」が全国一斉に行われます。

悲惨な交通事故を未然に防止するには、一人ひとりが交通ルールとマナーを守ることが必要です。

家庭や職場などで交通安全を呼びかけ、事故の無いまちづくりにご協力ください。

●重点項目

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 自転車の安全利用の推進
- 飲酒運転の根絶

【問い合わせ】市民課 (1階③番窓口) ☎0994・31・1114

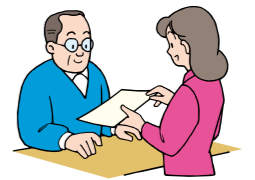


固定資産課税台帳の閲覧及び土地(家屋)価格等縦覧帳簿の縦覧のお知らせ

市では、関係者に資産の内容を確認していただくとともに、適正かつ正確な課税を行うために、固定資産課税台帳の閲覧及び土地(家屋)価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

| 項目 | 閲覧 | 縦覧 |
|------------|--|--|
| 閲覧・縦覧できるもの | 固定資産課税台帳 | 土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿 |
| 記載内容 | 土地・家屋の所在、種類、面積、評価額、課税標準額、税額等 | 土地・家屋の所在、種類、面積、評価額 |
| 期間 | 4月1日～平成22年3月31日 | 4月1日～6月1日 |
| 場所 | 税務課、各総合支所地域振興課、各出張所 | 税務課、各総合支所地域振興課 |
| 手数料 | 1件につき200円 ※4月1日～6月1日の縦覧期間は無料 | 無料 |
| 閲覧・縦覧できる人 | 土地、家屋、償却資産の所有者及び関係者(所有者と同居の親族、納税管理人、借地人、借家人、代理人) | ○固定資産税の納税者及び関係者(納税者と同居の親族、納税管理人、代理人) ○固定資産税が課税されていない人は縦覧帳簿の縦覧はできません。 ○土地のみの納税者は土地縦覧帳簿のみ、家屋のみの納税者は家屋縦覧帳簿のみ縦覧できます。 |
| 窓口を持参するもの | ○本人の場合は、印鑑 ○代理人の場合は、所有者以外の方が閲覧する場合、身分証明書、関係者であることが証明できる書類等 | 印鑑と委任状 |

固定資産の価格は、原則として3年間据え置く制度がとられているため、土地の地目変更や家屋の新增築により、価格の見直しや新たに価格設定がされた場合を除き、3年毎に価格を見直します。なお、平成21年度は評価替年度となります。



【問い合わせ】市税務課 (15・16番窓口) ☎0994-43-2111 内線 3126-3129

住居表示に関する届出について

住居表示が実施されている区域内に建物を新築した場合は、届出が必要です。この区域内においては、届出がないと住居番号が設定されず住民登録ができない場合がありますので、必ず届出を行ってください。なお、住居番号の決定は現地調査等を必要としますので、届出から数日を要します。

また、住居番号の決定を受けた建物については、出入口や門などに「住居表示板」の設置をお願いしており、街区の角(電柱等)には、住居表示が実施されている地区ごとに町名・街区番号を表示した「街区表示板」が取り付けられています。この「住居表示板」や「街区表示板」が破損・紛失又は見えにくくなった場合はご連絡ください。無料で配付・取り付けを行います。

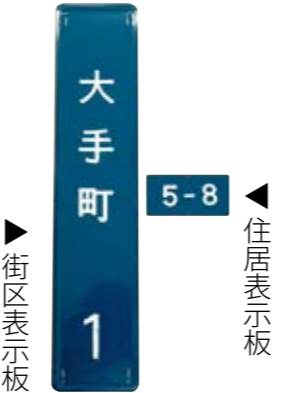
●対象となる地域等

本町、朝日町、向江町、西大手町、大手町、古前城町、曾田町、共栄町、北田町、打馬1丁目、打馬2丁目、西原1丁目、西原2丁目、西原3丁目、西原4丁目、上谷町、新栄町、新生町、白崎町、寿1丁目、寿2丁目、寿3丁目、寿4丁目、寿5丁目、寿6丁目、寿7丁目、寿8丁目、札元1丁目

※アンダーラインは一部未実施区域を含む。

●届出の書類・時期

※届出の種類によって、提出に必要な書類等が異なります。



| 届出書類 | 届出時期 | 届出に必要なもの | 届出人 |
|------|--|---------------------------------|------------------|
| 設定届 | 住居表示実施区域内に住居表示を必要とする建物等を新築したとき(建物完成前でも届出可) | ・印鑑(認印可) ・建物等の付近の見取図(案内図) | 建物等の所有者・管理者又は居住者 |
| 変更届 | すでに住居番号が設定されているが、改築等により変更が必要になったとき | ・建物等の出入口がわかる図面 ・敷地に対する建物の配置図 | |
| 廃止届 | 住居表示を設定している建物等を取り壊したとき | ・印鑑(認印可) ・建物等の付近の見取図(案内図) | |

【問い合わせ・届出先】市都市政策課(4階) ☎0994-31-1130